

夏季休暇にあたってのお願い

何よりもまず、今年は新型コロナウイルスの蔓延という特別な状況下の夏休みであると強く認識してください。一人ひとりの行動が学校全体に影響を及ぼすのだという想像力を持つ必要があります。8月から予定通りに出校できないと、受験機会を奪われてしまうⅢ年生もいます。これまですでに繰り返し言われているように「不要不急の外出は避ける」「感染リスクが高い場所には行かない」「手洗いうがいを励行し、マスクを着用して三密とならない生活を心がける」など、自分で自分をまもることが極めて重要です。家庭内での合意形成も大切です。「繁華街での外食や旅行は取りやめよう」「今年は親戚での集まりは見合わせよう」といった決断が必要になることもあるでしょう。

夏休み期間中は特に、安易な SNS の使用で被害者・加害者になる可能性が高まる時期です。従来どおり、携帯やスマホの取扱いには細心の注意を払ってください。また、休暇中も地下鉄の車内や駅の構内・入店した店でのマナーの悪さなどが学校に連絡されることがあります。公共の場所では、品格ある淑徳生らしい行動ができるように家庭でのご指導をお願いします。

休暇中の生活のあり方について、学校としては下記のような点に注意して指導しております。ご家庭におかれましても、項目を一つひとつご確認いただき、十分なお配慮をお願い致します。

記

1 学習

短縮されているとはいえ、長い休暇ですから自分で計画を立てて毎日確実に学習させてください。生活規律を保つ上でも計画を立てることは大切です。Ⅰ年生は今までの復習に十分時間を充ててください。基礎力をしっかりつけておくことが重要です。Ⅱ年生は先の進路を考えながら応用力をつけ始めなければなりません。Ⅲ年生は半年後に迫った受験を見据えての勉強となります。それぞれ、最低でも毎日5時間から8時間の自学自習の勉強の時間が必要ではないでしょうか。意気込みを持って自己実現を目指し挑戦して欲しいものです。この休暇を利用し学習面の充実を図らせるとともに、普段読めない書物を読むことなどもお勧め下さい。

2 クラブ活動

今年は、大きな大会やコンクールがある場合を除いて、休暇中の部活動は例年ほど行われなれないと思われませんが、実施の場合でも、部員同士の距離をとり、マスクを着用して感染防止に努めてください。食事をとることは原則禁止です。登校前に検温をすることも忘れないで下さい。平熱を大幅に上回っているときには、登校を見合わせてください。

3 保護者の方に特に留意・指導していただきたいこと

- ① 保護者が同行しない外泊は厳禁です。友人の家での「お泊まり会」なども絶対にやめさせてください。
- ② 休暇中でも、パーマ(ストレートパーマを含む)、髪の毛の脱色・染色・エクステンション着用、ピアスは厳禁です。化粧・マニキュア・イヤリング・指輪など高校生らしくない身なりをさせないでください。
- ③ 痴漢被害にあいやすくなりますので、外出時は肌の露出の多い服装はやめさせてください。登下校時の痴漢や盗撮など、数件のハラスメント被害が報告されています。休暇中も油断のない生活をさせてください。防犯ブザーを携帯することも一つの方策です。被害にあったときには、まわりの大人、事態によっては警察に報告するようご指導ください。
- ④ 外出の際には、行き先・目的・帰宅時間を明確に伝えるようにご指導ください。また、地震や豪雨などの災害時にどのように連絡を取り合い、どこに集まるかなどを明確に決めておいてください。
- ⑤ 遊技場・娯楽場・飲食店(カラオケボックス・ゲームセンター・ネットカフェ・漫画喫茶・クラブ・居酒屋など)へは出入りさせないでください。いうまでもなく、こうした場所はコロナ感染が顕著でもあります。
- ⑥ 生徒だけの深夜(午後11時から朝4時)の外出は大変危険ですし、深夜徘徊として補導の対象になっています。
- ⑦ 自転車の運転には注意して下さい。自転車は車道左側が原則で歩道走行は例外です。走行可能な歩道でも、歩行者優先で車道寄りを徐行運転します。この法律を無視した児童・生徒が歩行者に衝突して**加害者**になるケースが多発していますが、その場合は保護者が多額の賠償責任を負わねばなりません(名古屋市では2017年10月から、自転車賠償保険の加入が義務化されています)。スマホ・傘さし・ヘッドフォン運転などは安全運転義務違反です(3年以下の懲役または5万円以下の罰金。過失は10万円以下の罰金)。また、車との衝突事故で**被害者**となる生徒が本校でも毎年複数人出ていますので、十分に気をつけるようお伝えください。

4 旅行・アルバイトについて

- ① 宿泊を伴う旅行には、保護者またはそれに準ずる引率者のいない場合は行かせないでください。ディズニーランド等への夜行バス利用も宿泊と見做しますので禁止です。
- ② 旅行をする場合は学校所定の用紙による「旅行届」を提出してください。
- ③ 学校主催でない行事に参加させる場合は、保護者が事前に主催者・引率者・現地の状況等を確認、学校に「届」を提出してください。
- ④ アルバイトは厳禁です。また、インターネットを利用したチケットの売買も禁止です。
- ⑤ 多額の金銭を自由に使うことは好ましくありません。小遣いは保護者が十分に監督し、収支をはっきりさせるなどご指導願います。不必要なお金は持ち歩かないように心がけることも盗難防止上大切なことです。